

① 毒物及び劇物取締法

(昭和 25 年法律第 303 号)

(毒物又は劇物の取扱)

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物又は劇物の表示)

第十二条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(運搬等についての技術上の基準等)

第十六条

2 保健衛生上の危害を防止するため特に必要があるときは、政令で、次に掲げる事項を定めることができる。

一 特定毒物が附着している物又は特定毒物を含有する物の取扱に関する技術上の基準

二 特定毒物を含有する物の製造業者又は輸入業者が一定の品質又は着色の基準に適合するものでなければ、特定毒物を含有する物を販売し、又は授与してはならない旨

三 特定毒物を含有する物の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定毒物を含有する物を販売し、又は授与する場合には、一定の表示をしなければならない旨

(業務上取扱者の届出等)

第二十二条

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二条第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

② 毒物劇物監視指導指針の改訂について

(令和 2 年 2 月 17 日)

(薬生発 0217 第 4 号)

(各都道府県知事・各保健所設置市市長・各特別区区長あて厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

毒物劇物の監視及び取締りについては、「毒物劇物監視指導指針の制定について」(平成 11 年 8 月 27 日付け医薬発第 1036 号厚生省医薬安全局長通知)別添による毒物劇物監視指導指針(以下「監視指導指針」という。)に基づき実施いただいているところです。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 66 号)第 10 条の規定により毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)の一部が改正され、毒物又は劇物の原体の製造業、輸入業の登録権限、登録に係る事務等を厚生労働大臣から都道府県知事に委譲することとされており、令和 2 年 4 月 1 日より施行されます。

これに伴い、監視指導指針を別添のとおり改訂し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴都道府県等においては、御了知の上、毒物劇物による危害防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、参考までに改訂前後の新旧対照表も併せて送付します。

(別添)

毒物劇物監視指導指針

平成 11 年 8 月

(令和 2 年 2 月改訂)

【毒物劇物監視指導指針(抜粋)】

5. 法第 22 条第 5 項に規定する業務上取扱者

法第 22 条第 5 項に規定する者(以下「届出不要業務上取扱者」という。)に対する監視指導は、次の事項について行う。

なお、届出不要業務上取扱者に対しては、必要に応じ毒物及び劇物取締法の趣旨及び内容を説明し、法の遵守を徹底させる。

(1) 毒物劇物の取扱いについて

ア 盗難・紛失の防止措置(法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 1 項)

(ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「盗難等防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「盗難等防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵・運搬を委託する場合は、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

イ 流出等の防止措置(法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 2 項)

(ア) 毒物劇物等が事業所外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が貯蔵設備から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

ウ 運搬用具等からの流出等の防止措置(法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 3 項)

(ア) 毒物劇物等を事業所外で運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。

(オ) 運搬を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が運搬用具から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出ることを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

エ 飲食物の容器の使用禁止(法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 4 項)

毒物劇物の容器として飲食物の容器が使用されていないこと。

(2) 表示について

ア 容器及び被包への表示事項(法第 22 条第 5 項で準用される法第 12 条第 1 項)

毒物劇物の容器及び被包には以下の表示が行われていること。

- ・ 毒物にあっては「医薬用外」の文字及び赤地に白文字で「毒物」
- ・ 劇物にあっては「医薬用外」の文字及び白地に赤文字で「劇物」

イ 貯蔵場所への表示事項(法第 22 条第 5 項で準用される法第 12 条第 3 項)

(ア) 貯蔵場所への表示については以下の表示が行われていること。

- ・ 毒物の貯蔵場所にあっては「医薬用外毒物」
- ・ 劇物の貯蔵場所にあっては「医薬用外劇物」

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 貯蔵を委託する場合には、受託者に、貯蔵場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行わせ、また、実際にその表示が行われていることを確認していること。

(3) 廃棄について(法第 15 条の 2)

ア 施行令第 40 条に定める技術上の基準に基づき行われていること。

イ 廃棄の方法に関する技術上の基準が定められている物にあっては、当該基準に従っていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

ウ 不必要な毒物劇物はすみやかに廃棄していること。

エ 廃棄の内容について記録していること。

(4) 運搬・貯蔵等の基準について(法第 16 条)

ア 容器又は被包が落下、転倒又は破損しないように積載されていること。

イ 容器又は被包が積載装置の長さ・幅を超えないように積載されていること。

ウ 施行規則別表第 2 に掲げる毒物劇物を 1 回につき 5,000kg 以上、車両を用いて運搬する際は、交替して運転する者の同乗、車両の標識掲示、2 人以上の保護具等の装備、応急措置の内容を記載した書面の装備が遵守されていること。

エ 毒物劇物を 1 回につき 1,000kg を超えて車両又は鉄道を用いて運搬する場合で、当該運搬を委託する場合は、荷送人の通知義務が遵守されていること。

オ その他、運搬、貯蔵等の基準が定められている場合にあっては、当該基準が遵守されていること。

(5) 事故の際の措置について

ア 流出等発生時の届出及び応急措置(法第 22 条第 5 項で準用される法第 17 条第 1 項)

(ア) 保健所、警察署又は消防機関への連絡体制を整備しており、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者に、保健衛生上の危害が生じるおそれがある場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関への届出が行われ、かつ危害防止の応急措置が講じられていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。

(オ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合には、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。

イ 盗難・紛失発生時の警察への届出(法第 22 条第 5 項で準用される法第 17 条第 2 項)

(ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察署に届け出ていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。

③ 毒物劇物危害防止規定について

(昭和 50 年 11 月 6 日)

(薬安第 80 号・薬監第 134 号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知)

毒物劇物営業者等の作成する毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号「毒物劇物取扱責任者の業務について」をもつて通知したところであるが、その作成にあたっては、左記の点に御留意のうえ、遺憾のないよう指導方願います。

記

1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつて毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。

2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。

なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であつても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、左記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

④ 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

(平成 30 年 7 月 24 日)

(薬生薬審発 724 第 1 号)

(都道府県知事・各保健所設置市市長・特別区区长あて厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

毒物又は劇物の盗難、紛失防止については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）をはじめとして、「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について」（平成 30 年 2 月 2 日付け薬生薬審発 0202 第 5 号医薬品審査管理課長通知）等により、適切な毒物及び劇物の保管管理について注意喚起をしてきたところです。

今般、近年発生している毒物又は劇物の盗難、紛失事案を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、改めて保管管理について注意喚起を行うべく、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について下記のとおりまとめました。

つきましては、貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、文部科学省高等教育局長及び初等中等教育局長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

第 1 保管場所における盗難、紛失防止

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盗難、紛失防止措置を実施されたい。

1 保管場所の管理について

毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が、不用意に毒物又は劇物に触れることのないようにするため、以下の措置を講じること。

- (1) 毒物又は劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること。
- (2) かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること。また、構造上かぎをかけられないタンク等の場合は、人が近づくことができないよう、その周囲に柵を設けること。
- (3) 保管場所は、事業場等の敷地境界線から十分離すか又は部外者が容易に近づくことができない措置を講じること。

2 かぎの管理について かぎの管理が不十分である場合、毒物及び劇物の保管管理が意味をなさないため、毒物及び劇物の保管場所の管理と併せて、以下の措置を講じ、かぎの管理にも十分留意すること。

- (1) かぎの管理者を選任すること。
- (2) かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
- (3) かぎの管理簿を備えること。
- (4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

3 在庫管理について 毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。
- (4) 不要となった毒物又は劇物については、廃棄等を検討し適切に実施すること。
- (5) 業の廃止又は研究廃止時には事前に毒物又は劇物の処理について、十分に検討を行うこと。処理の方法としては、例えば、他の毒物劇物営業者等に譲渡する、適切に廃棄処分するなどがある。

第2 運搬時における盗難、紛失防止

毒物又は劇物の運搬に当たっては、通常の毒物又は劇物の保管場所から離れることや複数の者を介することが多いため、盗難又は紛失にあう危険性が高くなる。そのため、運搬時の毒物又は劇物の保管管理をより一層徹底することを目的として、毒物劇物営業者等のうち、毒物又は劇物の運搬を委託する者、運搬する者、運搬の過程で一時的に保管庫等にて保管する者及び当該貨物を受け取る者は、以下の措置を講じること。

- 1 積載前、積降し後の毒物又は劇物の貨物について、当該貨物を積載前に保管する場合及び積降し後に保管する場合において、記の第1に準じて適切な保管管理を行うこと。
- 2 毒物又は劇物の貨物の授受（運搬する者による中継点での積降し及び積込みを含む。）の際には、授受する者双方がそれぞれの立場で当該貨物の確認を行うこと。

第3 盗難、紛失時の対応 実際に盗難又は紛失事案が発生した場合に迅速に対応できるようにするため、毒物又は劇物に関わる全ての毒物劇物営業者等は以下の措置を講じること。

- 1 盗難又は紛失時に備え、警察署及び関係行政機関（保健所、消防機関等）への連絡体制を整備しておくこと。
- 2 盗難又は紛失の事態が生じた場合には、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な措置を講じること。

⑤ 学校保健安全法

(昭和 33 年法律第 56 号)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。